

ADR集団申立て住民説明会の質疑内容

日時 平成25年8月31日(土) 午後1時30分から

場所 ビックパレットふくしま

行政区長

浪江町が求めている賠償に対し、どの程度までの賠償が得られる見通しがあるのか。
もし、十分な賠償額が提示されなかった場合、訴訟の提起までする考えはあるのか。
また、訴訟の場合の個人負担の額はどのくらいで、判決までにどのくらいの期間を要する見通しなのか。

濱野弁護士

【賠償額の見通し】

ADR申立てで得られる賠償額については、他の弁護団の申立て結果（賠償が認められているもの、認められないものについて）の情報交換を行っているが、浪江町の様に町特有の損害の賠償請求をしている例はあまりない。

ただ、月10万円の精神的賠償の増額を求める上で、浪江町全体として集団申立てを行うことは、ある程度効果があることではないかと思っている。

【訴訟に対する考え方】

皆さんが納得する和解案が示されるかどうかは分からないが、どのくらいで納得出来るのか、納得せず訴訟に進む人がどれくらい出てくるのか、現時点では分からない部分がある。

訴訟をやるにしても、こちらから呼び掛けるのではなく、納得いかないという方たちが声を上げる形になるのではないかと。

当面はADR申立てにおいて十分な結果を出すことが弁護団の役割だと思って取り組んでいるため、現時点においては、弁護団では訴訟費用についての方針は持っていない。

【解決までの期間の見通し】

時期の見通しについて、資料でスケジュールは出してはいるが、スケジュール通りにいくとは限らない。東電側としては、精神的損害は個人ごとに違うものだと訴えて町民間の分断を図ってくる。そして、精神的損害を立証するための詳細な資料の提出を求めてくる可能性がある。

弁護団としては、精神的賠償の基本となっている、月10万円の精神的損害の増額を求めていることを踏まえ、時間がかかる個人個人の証明には応じない方向で申立てを進めていきたい。

ADRの見通しについては、来年の1月、2月頃には一定の目途を立てたい。

もう少し時間が経てば、ある程度先の見通しがたってくると考えているため、その時期に改めて説明会を実施し、皆さんと相談しながら進めていきたい。